

第九十回 帝國議會 所得稅法の一部を改正する等の法律案外二件委員會議錄(速記)第八回

(一九一)

衆議院

所得稅法の一部を改正する等の法律案

付託議案
所得稅法の一部を改正する等の法律案
(政府提出)臨時租稅措置法を改正する法律
(政府提出)地方稅法及び地方分與稅法の一
部を改正する法律案
(政府提出)

昭和二十一年八月十五日(木曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

苦米地義三君

本日ノ會議ニ付シタ議案

所得稅法の一部を改正する等の
法律案
(政府提出)臨時租稅措置法を改正する法律
(政府提出)地方稅法及び地方分與稅法の一
部を改正する法律案
(政府提出)地方稅法の一部を改正する等の
法律案
(政府提出)臨時租稅措置法を改正する法律
(政府提出)地方稅法及び地方分與稅法の一
部を改正する法律案
(政府提出)地方稅法の一部を改正する等の
法律案
(政府提出)臨時租稅措置法を改正する法律
(政府提出)地方稅法及び地方分與稅法の一
部を改正する法律案
(政府提出)地方稅法の一部を改正する等の
法律案
(政府提出)地方稅法及び地方分與稅法の一
部を改正する法律案
(政府提出)

長ニ於テ選定シタ

法律案、地方稅法及ビ地方分與稅
法ノ一部ヲ改正スル法律案、此ノ
三案ヲ一括議題トシテ討論ニ付シマス、討論ハ通告順ニ依リマシテ
之ヲ許シマス——殿田孝次君○殿田委員 私ハ日本自由黨ヲ代
表致シマシテ、只今議題トナツテ居リマス所得稅法ノ一部ヲ改正ス
ル法律案、臨時租稅措置法ノ改正
案並ニ地方稅及ビ地方分與稅法ノ
一部ヲ改正スル法律案ニ對シマシテ、簡単ニ其ノ見解ヲ披瀝シタイ
ト思ヒマス、元來我ガ日本自由黨
ノ租稅ニ關スル根本的ナ主張ト致
シマシテハ、國民ガ各々其ノ所得
ノ分ニ應ジテ國家ニ納稅ノ義務ヲ
果シ、且ツ國家經營ニ參畫貢獻ス
ルト云フノデアリマシテ、是ガ即
チ民主主義ノ日本ヲ建設スル基底
ヲナスモノデアルト私ハ信ジテ居
リマス、特ニ戰ヒニ敗レマシタ日
中上ダマス、一昨十三日山下ツ子
君ガ辭任サレ、其ノ補闕トシテ野
村ミス君ガ、昨十四日江川爲信君
ガ辭任サレ、其ノ補闕トシテ寺田
君ガ、武藤嘉一君ガ辭任サレ
其ノ補闕トシテ寺島隆太郎君ガ
付其ノ補闕トシテ野村ミス君ヲ議
シタナクトモ宜シト云フ風ナ無責任
ナ主張ヲ敢テシ、國民大衆ニ媚ビ
ントスルヤウナ傾向ガアリマスノ
ハ、我ガ黨トシテハ斷ジテ執ラザ
ル所デアリマス、唯、併シ國民ガ總テ納稅ノ義務ヲ果シ、國家經營
ジテノ問題デアリマシテ、換言シ
マスナラバ、租稅ハ金持ニ重ク貧
乏人ニ輕クト云フ社會政策的原則
ノ上ニ立ツテノコトデナクテハナ
ラナイノデアリマス、特ニ農工商ノ他ノ勤勞所得階級ニ對シテ
ハ、成ベク負擔ノ輕ヲ圖ルト云
フノガ政治ノ要諦ナクテハナラ
ヌト考ヘマス、此ノ見地ニ立チマ
シテ今回ノ所得稅法ノ一部改正案
ヲ見マスノニ、資產所得ニ於テ比
較的重ク、勤勞所得ニ對シテハ輕
ク改正サレントシテ居リマスガ、
是ハ我ガ黨ノ從來ノ主張ト一致スバナラヌト云フ今日、軍需補償ノ
打切ヤ、財產稅ノ徵收等、日本ノ
經濟革命ガ將ニ來ラントシ、現實
ニ我ガ經濟界ハ極度ニ混亂動搖シ
テ居リマス、其ノ際、今直チニ稅
制ノ根本的改革ヤ大幅ノ減稅ハ到
底求ムルコトガ出來ナイノデアリ
マス、其ノ間ノ事情ニ付テハ、責
任アル政治家ナラバ能ク事情ヲ諒
トセラレルダラウト私ハ考ヘマトシテ或ル程度マデ成功シタモノ
ス、否寧ロ増稅ガ此ノ程度ニ止マ
ツタコトニ付テハ、現内閣ノ功績トシテ或ル程度マデ成功シタモノ
ス、否寧ロ増稅ガ此ノ程度ニ止マ
ツタコトニ付テハ、現内閣ノ功績モ、國民ノ納稅義務ヲハツキリ規
定セシコトヲ主張スルノモ、此ノ
意味ニ外ナラナイノデアリマス、
近時一部ノ政黨ニ於テハ官吏ノ俸
再建ノ基本法タル新憲法ニ於テ
其ノ稅率ニ於テモ二二・一セントノ引上ヲ行ハントスルノハ、我ガ
黨ノ主張トハ必ズシモ一致シテ居
ナインデアリマス、ソレハ前内閣
ガ設定シマシタ五百圓生活ノ俸
制ノ整理ニ於テ、我ガ黨ノ政策綱長ニ於テ選定シタ
八月十四日委員江川爲信君及ビ武
藤嘉一君辭任ニ付其ノ補闕トシテ
八月十三日委員山下ツ子君辭任ニ
付其ノ補闕トシテ野村ミス君ヲ議
シタ只今ヨリ本委員會ニ付託セラレ
テ居リマスル法律案三件、即チ所
得稅法ノ一部ヲ改正スル等ノ法律
案、臨時租稅措置法改正ニ關スルモ、國民ノ納稅義務ヲハツキリ規
定セシコトヲ主張スルノモ、此ノ
意味ニ外ナラナイノデアリマス、
近時一部ノ政黨ニ於テハ官吏ノ俸
再建ノ基本法タル新憲法ニ於テ
其ノ稅率ニ於テモ二二・一セントノ引上ヲ行ハントスルノハ、我ガ
黨ノ主張トハ必ズシモ一致シテ居
ナインデアリマス、ソレハ前内閣
公約セラレテ居ル抜本塞源的ナ俸
制ノ整理ニ於テ、我ガ黨ノ政策綱

領ガ全面的ニ實現スルコトヲ前提ト致マシテ、今日ノ増税案ニ對シマシテハ、其ノ骨格ニ於テ賛成ノ意ヲ表スルモノデアリマス、地方税竝ニ地方分與稅ノ改正ニ付キマシテモ、民主主義日本ノ建設ノ爲ニハ、地方自治ヲ強化擴充スルコトガ絕對ニ必要デアリマシテ、ソレガ爲ニハ、地方ニ獨立シタ確乎タル財源ヲ附與シナケレバナラヌト云フコトハ自明ノ理デアリマス、仍テ地方還付稅配付稅ヲ根本的ニ改廢シナケレバナラヌコトハ當然デアリマスガ、此ノ點ニ付テモ政府ハ我ガ黨ノ主張ヲ十分諒解サレ、近ク斷行スル稅制整理ニ於テ臨時租稅措置法ト共ニ抜本塞源的改正ヲ行フコトヲ言明サレテ居ルノデ、我ガ黨ハ此ノ際藉スニ原案ヲ支持シヨウトスルモノデアリマス、唯遊興飲食稅中ノ飲食稅ニ關スル部分ニ關シマシテハ、政府當局モ是ガ惡稅タルコトヲ認メ、且ツ戰爭終了ト共ニ廢止スルコトヲ公約サレテ居ルノデアリマスカラ、我ガ黨シテハ、茲ニ修正案ヲ提出シ、國民大衆ノ負擔ヲ輕減シヨウトスルモノデアリマス、即チ政府案ニ示サレタル飲食稅ノ免稅點ヲ十月ヨリ物價ノ現情ニ綜合シ三十圓ニ引上ゲ、隨テ之ニ關聯スル所ノ旅館「ホテル」等ノ宿泊料ニ付キマシテモ、免稅點ヲ十二圓ヨリ十五圓ニ——是ハ洋

式ノ場合デアリマスガ、日本旅館ニ付テモ一平圓ヲ四十圓ニ改正シントスルモノデアリマス、此ノ飲食稅ノ輕減ニ依ツテ地方ヘノ分與税モ相當額減ルノデ、此ノ際我ガシテハ民主主義ノ根本的理念ニ徹シマシテ、中央ニ薄ク地方ニ厚クト云フ原則ノ下ニ、政府改正原案ノ增收ヲ保持スル爲ニ、地方財源ヲ確保スル爲ニ、政府原案ノ地方分與率ヲ修正セントスルモノデアリマス、其ノ修正案ヲ茲ニ説明致シマス。

所得稅の一部を改正する等の法律案の一部を次の通り修正する
第十七條中第二條第三項の改正規定の次に次のやうに加へる
第三條中「十圓」を「三十圓」に、「十一圓」を「十五圓」に、「二十圓」を「四十圓」に改める。
次ニ

地方稅法及び地方分與稅法の一部を改正する法律案の一部を次の通り修正する

地方分與稅法第二條第一項の改正規定中「百分ノ三十・四二」を「百分ノ三十四・七九」に改める。

同法第六條第一項の改正規定中「百分ノ三十・四二」を「百分ノ三十四・七九」に改める。

同法第四十七條第三項の改正規定中「百分ノ三十四・七九」を「百分ノ三十四・七九」に改める。

モ宜イノデハナイカト考ヘルノデアリマス、今日日本ノ國情ヲ見マスルノニ、長期間ノ戰争ニ於テ、日本ノ經濟界ハ一大變化ヲ遂ゲテハ百分ノ三十五・九四」に改め。

同法第四十八條第三項の改正規定中「百分ノ三十・四二」を「百分ノ三十四・七九」に、昭和二十三年度分ニ付テハ百分ノ三十四・七九」を「昭和二十三年分ニ付テハ百分ノ三十二・四七」に改める。

以上ヲ以テ大體私ノ修正案ヲ表明致シマシタ、而モ私ガ今提出致シマシタ此ノ修正案ヲ實施スル時ニハ、是ト並行シテ現在内務省指令トシテ施行サレテ居リマス國民飲食ノ倅、即チ限界價格ヲ、總額ニ於テ三十圓ヲ五十圓ニ改メテ貰ヒタク、一皿五圓ト限ラレテ居ツタモノヲ十圓ニ、飲物ノ三四ヲ五圓ニ引上ゲラレルコトヲ、内務當局ニ要求スルノデアリマス。

最後ニ私ガ一言シタイノハ、右橋大藏大臣ハ今日出席サレテ居リマスガ、今回ノ增稅ノ提案ニ付テ公正ナ審定ガ出來ルカ、戰爭中ハ隨分無理モアツタヤウニ考ヘラテ公正ナ審定ガ出來ルカ、戰爭中ハ鬼角易キニ就ク習性ガアルノデジテ、負擔ノ衡平ヲ圖ル爲ニ、稅法ヲ整備スルノダト言ハレマシタテ、其ノ說明ノ中ニ、經濟界ノ變動ニ對處シ、社會情勢ノ變化ニ應

開イテ居ルノデアリマス、政府ハ今日稅務署ノ現在ノ陣容ヲ、果シテ衡平ナ課稅ヲ期待スルコトガ出來ルカ、政府ハ今度ノ增稅案ニ於

ノ「スタッフ」デ、果シテ是ガ現實ニ微レルカドウカト云フコトニ對シマシテモ、私ハ非常ニ懸念ヲ持ツモノデアリマス、最近復員シテ來タ若イ稅務署ノ官吏ガ、會社居ルヤウナ狀況ヲ覺ミ見ルノデア

アリマシタケレドモ、今日ハ長い間ノ戰争當時ハ、鐵成金ヤ船

ル外、之ニ關聯スル地方分與稅ノ

一部ヲ修正スル、此ノ外ニ次ノヤ
ウナ條件附デ以テ、大體政府ノ原

案ヲ承認シヨウツルモノデアリ
マス、條件ト云フノハ先ツ第一ニ

成ルベク早ク根本的稅制整理ヲ斷
行シテ貰ヒタク、第二番目ニハ、

課稅ハ内外人ヲ通ジテ嚴重公平ニ
ヤツテ貰ヒタク、第三番目ニハ、

飲食稅ハ次ノ機會ニ於テ撤廢シテ
貰ヒタク、此ノ三ツヲ條件ト致シ
マシテ、私ハ日本自由黨ヲ代表シ
マシテ政府ノ原案ニ賛成デアリ
マス

○苦米地委員長 川島金次君

○宮澤委員 私ハ日本進歩黨ヲ代
表シテ、只今日本自由黨代表委員

カラ修正案ガ提出サレタ譯デアリ
マスガ此ノ修正案ニ賛成スルモノ

表シテ、只今日本自由黨代表委員

ヲ代表シテ其ノ見解ヲ表明シ、一
部修正ノ動議ヲ提出スルモノデア

リマス、只今他ノ委員ノ方カラ、

増稅ハ國民全體ガ分相應ニ負擔ス
ルト云フコトカ當然ノコトデアル

ト云フ御話ガアリマシタ、國民全
體ガ分相應ニ稅ヲ負擔スル以上ハ

其ノ稅ヲ課スル所ノ責任者デアル

少クトモ最低ノ生活ヲ保障スルト
云フ一切ノ適切ナル施策ヲ講ズル

政府當局ハ須ク其ノ國民ニ對シテ
責任ガアルト私ハ確信致シマス、

吉田首相ハ會テ本會議ノ政府ノ施
政方針ノ説明ニ於テナサレマシタ
演説中、國民生活ノ最低ヲ保障ス
ルト云フヤウナコトヲ要ヘテ

興飲食稅デアリマスカラ、直チニ
之ニ影響シテ、地方分與稅カ減額

マスト地方分與稅ノ財源デアル遊
デアリマス、先づ遊興飲食稅ノ免
稅點ヲ引上げルト云フコトニナリ
マスガ此ノ修正案ニ賛成スルモノ

表シテ、只今日本自由黨代表委員

カラ修正案ガ提出サレタ譯デアリ
マスガ此ノ修正案ニ賛成スルモノ

ノ關係ニ付キマシテハ、只今永々

自由黨代表ノ委員カラ御述ベニナ
リマシタ趣旨ト同感デアリマセカラ

ラ此ノ修正案ニ賛成シ、其ノ他ノ
改正稅法ニ對シテハ賛成スルモノ

デアリマス、以上賛成ノ意見ヲ述
ベタ次第デアリマス

○苦米地委員長 川島金次君

○川島委員 私ハ只今議題ニナツ
テ居リマスル三案ニ對シ、社會黨
ヲ代表シテ其ノ見解ヲ表明シ、一
部修正ノ動議ヲ提出スルモノデア

リマス、只今他ノ委員ノ方カラ、

増稅ハ國民全體ガ分相應ニ負擔ス
ルト云フコトカ當然ノコトデアル

ト云フ御話ガアリマシタ、國民全
體ガ分相應ニ稅ヲ負擔スル以上ハ

其ノ稅ヲ課スル所ノ責任者デアル

リマス、只今他ノ委員ノ方カラ、

増稅ハ國民全體ガ分相應ニ負擔ス
ルト云フコトカ當然ノコトデアル

ト云フ御話ガアリマシタ、國民全
體ガ分相應ニ稅ヲ負擔スル以上ハ

其ノ稅ヲ課スル所ノ責任者デアル

リマス、只今他ノ委員ノ方カラ、

増稅ハ國民全體ガ分相應ニ負擔ス
ルト云フコトカ當然ノコトデアル

ト云フ御話ガアリマシタ、國民全
體ガ分相應ニ稅ヲ負擔スル以上ハ

其ノ稅ヲ課スル所ノ責任者デアル

リマス、只今他ノ委員ノ方カラ、

増稅ハ國民全體ガ分相應ニ負擔ス
ルト云フコトカ當然ノコトデアル

ト云フ御話ガアリマシタ、國民全
體ガ分相應ニ稅ヲ負擔スル以上ハ

ニテ、前途相成リ、更ニ今回再度ノ措置
令ヲ斷行シタノデアリマスルガ
而モ今日、私共ノ見解カラ致シ、マ
スナラバ、此ノ情勢ヲ以テ推移致
シマスレバ、本年中ニハ通貨ノ發
行正ニ一千億ニ迫ラントサヘ想像
サレル次第デアリマス、斯クノ如
キ通貨ノ幾何級數的ナ膨脹ハ、サ
ナキダニ産業界ニ於ケル資本家、
事業家ノ生產見送リヤ怠慢ト相俟
ツテ、物資ノ生產ハ一向ニ抄ラ
ズ、惡性「インフレーション」ハ
殊ニ少額ノ賃金ト俸給トヲ以テ生
活スル勤勞階級ノ生活ハ愈々困憊
ルノデアリマス、斯クテ國民生活
ニ劣悪ナ賃金收入ニ於テ遇サレ
アルトハ大藏當局ノ言明スル所デ
アリマス、我國ノ勤勞階級ノ一人平
均年所得額ハ僅カニ五千五百圓デ
ス、然ルニ我國勤勞階級ノ一人平
均年所得額ハ僅カニ五千五百圓デ
ス、況ヤ最近勤勞階級ニ取ツテ唯
一ノ嗜好品タル酒類、煙草ナドハ
大幅ニ値上ヲ斷行サレ、更ニ勤勞
階級ガ負擔スベキ定期乗車賃金モ
質ニ大幅ナル増率ヲ見テ參リマシ
タ、而シテ更ニ此ノ乗車賃金等モ
更ニ又々政府ノ施策ニ依ツテ増額
議決定ヲ見ントスル地方稅制ノ改
革ニ伴ヒ從來ノ十二圓、九圓、六
圓ノ市町村民稅ハ平均四十圓ト相
成リ、之ヲ制限外課稅ヲ加ヘマス
ナラバ、將ニ六十圓トナラウトシ
テ居ル一方、新タニ府縣民稅ハ一
戸平均六十圓、制限外ヲ加フレバ
八十圓トナラウトシテ居ルノデア
リマス、斯クテサナキダニ其ノ日
ノ生活ハ配給品ノミヲ以テシテ

ニスルガ如ク吉田内閣ノ退陣ヲ要

求シツ、アルコト、亦當然ノコト
ト言フベキデアリマセウ、思フニ

敗戰日本再建ノ基礎ハ實ニ產業經
濟ノ急速ナル復興ニアリトハ、石

橋藏相ノ言ヲ俟ツマデモナイト事柄
デアルノデアリマス、而シテ產業

ノ復興ハ勞働者勤勞階級ノ活潑ニ
シテ明朗ナル生活力ニアリトハ、是レ
亦言フマデモアリマセヌ、勞働者

勤勞者ノ生活力ハ、其ノ質銀ト俸
給ノ收入如何ニ懸ツテ居リマスコ
ト、亦贅言ヲ要シナインデアリマ

ス、然ルニ我國勤勞階級ノ一人平
均年所得額ハ僅カニ五千五百圓デ
ス、然ルニ我國勤勞階級ノ一人平
均年所得額ハ僅カニ五千五百圓デ
ス、況ヤ最近勤勞階級ニ取ツテ唯
一ノ嗜好品タル酒類、煙草ナドハ
大幅ニ値上ヲ断行サレ、更ニ勤勞
階級ガ負擔スベキ定期乗車賃金モ
質ニ大幅ナル増率ヲ見テ參リマシ
タ、而シテ更ニ此ノ乗車賃金等モ
更ニ又々政府ノ施策ニ依ツテ増額
議決定ヲ見ントスル地方稅制ノ改
革ニ伴ヒ從來ノ十二圓、九圓、六
圓ノ市町村民稅ハ平均四十圓ト相
成リ、之ヲ制限外課稅ヲ加フレバ
八十圓トナラウトシテ居ルノデア
リマス、斯クテサナキダニ其ノ日
ノ生活ハ配給品ノミヲ以テシテ

ハ、斷ジテ勤勞ニ堪ヘル生活ハ不

可能デアリマシテ、若シ假ニ食糧
生活ニ於テ配給品ノミニ依存スル

ト云フヨリハ寧ロ生物學的生存ス
ラ能ハナイト言ツテモ過言デナイ

ト致シマスナラバ質ニ人間的生活ヲ
支ヘ且ツ一家ノ支柱タル者明日ノ

生産ニ精勵シ、明日ノ勤勞ヲ果サ
ントスル時ハ其ノ生必物資ノ大半
ヲ配給以外ニ於テ補給シナケレバ

シテジテ生活ガ不可能デアルノデア
リマス、而モ此ノ俸給タルヤ悉ク

生活上ノ赤字デアリ、家計上ノ一
大失調トナツテ居ルコトモ亦言フ

ツ、アル労働者、勤労階級ノ負擔ハ將ニ空前ノ過重ヲ見ントシテ居ルノデアリマス、今ヤ小額所得階級ハ引續ク家計ノ失調ヲ預貯金ニ依ツテ補ヒ來リマシタガ、既ニ其ノ預貯金ラスマモ全ク使ヒ果シ、或ハ衣類其ノ他ノ生活必要品ヲ質草トシテ、質庫ニ生活ノ一端ヲ求メ、或ハ是等ノモノヲ泣ク／＼賣リ拂ツテ辛ウジテ其ノ生活ヲ維持シテ居ル者ガ益々多キヲ加ヘテ居ル有様デアリマス、其ノ證據ニハ全国都市ニ於ケル所ノ公益質庫ノ利用者ハ労働者ト俸給生活者ニ於テノ九〇%ヲ占メ、而モ其ノ質草ハ概末衣料品デアリマスコトモ當局既ニ御承知ノコトト思フノデアリマス、是ガ爲メ勤労者ノ中ニハ淘ニ遺憾ナガラ已ムニ已マレズ心ナラズモ好マシカラザル事件ヲ惹起シテ居ル事柄ガ新聞紙上ニモ傳ヘラレテ居ルノデアリマス、即チノ一例ヲ申上ゲマスナラバ、國民學校ノ老教師ガ生活困難ノ爲ニ已ムニ已マレズ畠荒シヲシタトカ、治安ノ重要ナル任務ニ携ハル一官吏ガ食糧生活ニ困ツテ買出入ノ食糧ノ一部ヲハネタ云フ等々其ノ罪ハ淘ニ憎ムベキデアリマスガ、其ノ生活費相ヲ考ヘテ見マスナラバ一面洵ニ同情スベキデアリマシテ、斯クノ如キ現象ガ全國ニ現ハレテ居リマスト云フコトハ、一二私ハ政府ノ民生安定ニ關スル施策ノ無能ノ結果ト言ハナケレバ

ナラスト思フノデアリマス、斯クノ如ク其ノ生活ニスラ困窮セル勞働階級殊ニ小額所得階級ニ對シテ如何ニ政府ノ言フ應分負擔ノ原則トハ言ヒナガラ依然トシテ百分ノ十八ヲ課稅シ來リ、剩ヘ今回ノ如ク百分ノ二十二ニ増率セントスルカ如キハ勤労階級ノ生活ヲ無視シタ冷酷ナ手段ト言ハナケレバナラヌノデアリマス、斯クノ如キハ勤労階級ノ生活ヲ一層逼迫スルモノデアリマシテ、遂ニハ勤労生産ノ意欲ヲ阻ムコト是ヨリ甚シキハナイト云フコトヲ私ハ惧レルノデアリマス、而モ政府ハ勤労所得稅ノ缺陷デアリ、財政上已ムヲ得ヌト唯欲ノ一語ニ答辯ヲ繰返シテ居ルノデアリマスガ、私共ヲシテ言ハシムルナラバ政府ハ成程民間ニ依ル擬制資本ハ遂ニ兩三日前大手術ヲ其ノ一語ニ答辯ヲ繰返シテ居ルノデアリマスガ、一方政府ハ我が日本ノ侵略主義的、帝國主義的ナ戦争ノ遺物デアル所ノ一千四百億萬圓ニ上ル所ノ公債ヲ抱へ此ノ公債ニ對スル利拂ヲ認メ、稅金ハ勿論利拂ヲ認メルトノ政策ヲ今日我々ノ前ニ示シタノデアリマス、此ノ公債ノ如キモ只今申上ゲシ改ム、更ニ又第一條ノ所得稅法第二十一條第一項ヲ改正スル規定中第三號丙種及第四號ヲ次ノヤウニ改ム、第三事業所得丙種百分ノ十八、是ハ所謂自由労働者ニ對スラバ此ノ公債タルヤ實ニ日本侵略主義、帝國主義ノ遺物デアルト斷マシタ如ク私共カラ言ハシムルナラバ此ノ公債タルヤ實ニ日本侵略主義、帝國主義ノ遺物デアルト断言致シマス、茲ニ政府ガ手ヲ付ケマシタ如ク私共カラ言ハシムルナラバ依然トシテ是等自由労働者ニハ断ジテ不可能デアルト私ハ思ヒマス、同時ニ勤労所得稅ニ斯ノ如

トハ、實ニ侵略戰爭ノ遺物デアルス、更ニ第四勤労所得百分ノ十八如何ニ政府ノ言フ應分負擔ノ原則トハ言ヒナガラ依然トシテ百分ノ三十八ヲ課稅シ來リ、剩ヘ今回ノ如ク百分ノ二十二ニ増率セントスルカ如キハ勤労階級ノ生活ヲ無視シタ冷酷ナ手段ト言ハナケレバナラヌノデアリマス、斯クノ如キハ勤労階級ノ生活ヲ一層逼迫スルモノデアリマシテ、遂ニハ勤労生産ノ意欲ヲ阻ムコト是ヨリ甚シキハナイト云フコトヲ私ハ惧レルノデアリマス、而モ政府ハ勤労所得稅ノ缺陷デアリ、財政上已ムヲ得ヌト唯欲ノ一語ニ答辯ヲ繰返シテ居ルノデアリマスガ、一方政府ハ我が日本ノ侵略主義的、帝國主義的ナ戦争ノ遺物デアル所ノ一千四百億萬圓ニ上ル所ノ公債ヲ抱へ此ノ公債ニ對スル利拂ヲ認メ、稅金ハ勿論利拂ヲ認メルトノ政策ヲ今日我々ノ前ニ示シタノデアリマス、此ノ公債ノ如キモ只今申上ゲシ改ム、更ニ又第一條ノ所得稅法第二十一條第一項ヲ改正スル規定中第三號丙種及第四號ヲ次ノヤウニ改ム、第三事業所得丙種百分ノ十八、是ハ所謂自由労働者ニ對スラバ此ノ公債タルヤ實ニ日本侵略主義、帝國主義ノ遺物デアルト断言致シマス、茲ニ政府ガ手ヲ付ケマシタ如ク私共カラ言ハシムルナラバ依然トシテ是等自由労働者ニハ断ジテ不可能デアルト私ハ思ヒマス、同時ニ勤労所得稅ニ斯ノ如

トハ、實ニ侵略戰爭ノ遺物デアルス、更ニ第四勤労所得百分ノ十八如何ニ政府ノ言フ應分負擔ノ原則トハ言ヒナガラ依然トシテ百分ノ三十八ヲ課稅シ來リ、剩ヘ今回ノ如ク百分ノ二十二ニ増率セントスルカ如キハ勤労階級ノ生活ヲ無視シタ冷酷ナ手段ト言ハナケレバナラヌノデアリマス、斯クノ如キハ勤労階級ノ生活ヲ一層逼迫スルモノデアリマシテ、遂ニハ勤労生産ノ意欲ヲ阻ムコト是ヨリ甚シキハナイト云フコトヲ私ハ惧レルノデアリマス、而モ政府ハ勤労所得稅ノ缺陷デアリ、財政上已ムヲ得ヌト唯欲ノ一語ニ答辯ヲ繰返シテ居ルノデアリマスガ、一方政府ハ我が日本ノ侵略主義的、帝國主義的ナ戦争ノ遺物デアル所ノ一千四百億萬圓ニ上ル所ノ公債ヲ抱へ此ノ公債ニ對スル利拂ヲ認メ、稅金ハ勿論利拂ヲ認メルトノ政策ヲ今日我々ノ前ニ示シタノデアリマス、此ノ公債ノ如キモ只今申上ゲシ改ム、更ニ又第一條ノ所得稅法第二十一條第一項ヲ改正スル規定中第三號丙種及第四號ヲ次ノヤウニ改ム、第三事業所得丙種百分ノ十八、是ハ所謂自由労働者ニ對スラバ此ノ公債タルヤ實ニ日本侵略主義、帝國主義ノ遺物デアルト断言致シマス、茲ニ政府ガ手ヲ付ケマシタ如ク私共カラ言ハシムルナラバ依然トシテ是等自由労働者ニハ断ジテ不可能デアルト私ハ思ヒマス、同時ニ勤労所得稅ニ斯ノ如

トハ、實ニ侵略戰爭ノ遺物デアルス、更ニ第四勤労所得百分ノ十八如何ニ政府ノ言フ應分負擔ノ原則トハ言ヒナガラ依然トシテ百分ノ三十八ヲ課稅シ來リ、剩ヘ今回ノ如ク百分ノ二十二ニ増率セントスルカ如キハ勤労階級ノ生活ヲ無視シタ冷酷ナ手段ト言ハナケレバナラヌノデアリマス、斯クノ如キハ勤労階級ノ生活ヲ一層逼迫スルモノデアリマシテ、遂ニハ勤労生産ノ意欲ヲ阻ムコト是ヨリ甚シキハナイト云フコトヲ私ハ惧レルノデアリマス、而モ政府ハ勤労所得稅ノ缺陷デアリ、財政上已ムヲ得ヌト唯欲ノ一語ニ答辯ヲ繰返シテ居ルノデアリマスガ、一方政府ハ我が日本ノ侵略主義的、帝國主義的ナ戦争ノ遺物デアル所ノ一千四百億萬圓ニ上ル所ノ公債ヲ抱へ此ノ公債ニ對スル利拂ヲ認メ、稅金ハ勿論利拂ヲ認メルトノ政策ヲ今日我々ノ前ニ示シタノデアリマス、此ノ公債ノ如キモ只今申上ゲシ改ム、更ニ又第一條ノ所得稅法第二十一條第一項ヲ改正スル規定中第三號丙種及第四號ヲ次ノヤウニ改ム、第三事業所得丙種百分ノ十八、是ハ所謂自由労働者ニ對スラバ此ノ公債タルヤ實ニ日本侵略主義、帝國主義ノ遺物デアルト断言致シマス、茲ニ政府ガ手ヲ付ケマシタ如ク私共カラ言ハシムルナラバ依然トシテ是等自由労働者ニハ断ジテ不可能デアルト私ハ思ヒマス、同時ニ勤労所得稅ニ斯ノ如

案第十七條中遊興飲稅法第二條ヲ
改正スル規定ノ次ニ、第三條中十
圓ヲ三十圓ニ、十二圓ヲ十五圓ニ

改メルト云フヤ

二十圓ヲ四十圓ニ改メルト云フヤ

ウニスル、即チ遊興飲食稅ノ免稅

點ヲ前述ヤウニ引上ゲルト云フ修
正動議ニ付キ採決致シマス、本修

正案ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマ
ス

〔總員起立〕

○苦米地委員長 起立總員、仍テ

本修正案ハ可決致サレマシタ、次
ニ本案ノ修正ノ部分ヲ除キタル部

分ヲ原案通りニ決スルニ付キ採決

致シマス、賛成ノ諸君ノ起立ヲ求
メマス

〔總員起立〕

○苦米地委員長 起立總員、仍テ

本修正案ハ可決致サレマシタ、次
ニ本案ノ修正ノ部分ヲ除キタル部

分ヲ原案通りニ決スルニ付キ採決

致シマス、賛成ノ諸君ノ起立ヲ求
メマス

〔總員起立〕

○苦米地委員長 起立總員、仍テ

本修正案ハ可決致サレマシタ、次
ニ本案ノ修正ノ部分ヲ除キタル部

分ヲ原案通りニ決スルニ付キ採決

致シマス、賛成ノ諸君ノ起立ヲ求
メマス

〔總員起立〕

○苦米地委員長 起立總員、仍テ

本修正案ハ可決致シマシタ、次
ニ地方稅法及ビ地方分與稅法

ノ一部ヲ改正スル法律案ニ付キ採
決致シマス、先づ日本自由黨提出
ノ修正案ニ付キ採決致シマス、本
修正案ニ付キ採決致シマス、本
修正案ハ可決致シマシタ、次ニ

〔總員起立〕

○苦米地委員長 起立總員、仍テ

本修正案ハ可決致シマシタ、次ニ

〔總員起立〕

本法案ノ修正ノ部分ヲ除キタル部
分ニ付キ原案ノ通り決スルニ賛成
ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

〔總員起立〕

○苦米地委員長 起立總員、仍テ

本案ノ修正部分ヲ除キタル部分ハ
原案通り可決致シマシタ、此ノ際

大藏大臣ヨリ發言ヲ求メラレテ居
リマス、之ヲ許シマス——石橋大

藏大臣

○石橋國務大臣 屢々申シマシタ

通り、現行ノ稅制ハ戰時財政充足
ノ要請ニ基キマシテ、相當複雜化

シテ居リマス、又平時ニ於ケル負
擔トシテハ適當ナラズト認メラレ

シテ近キ將來ニ於テ、中央及ビ地
方ヲ通ズル稅制ノ改正ヲ斷行スル

場合ニ十分檢討ヲ遂ゲマシテ、適
當ニ之ヲ整理シタイト考ヘテ居ル

次第デアリマス、尙ホ只今ノ御修
理、又財產稅徵收等ノ後ニ於キマ
スル國民經濟ノ實情ニ即セシメマ
シテ、出來ルダケ早イ機會ニ中央

シテ居リマス、業及ビ金融界ノ整
理、又財產稅徵收等ノ後ニ於キマ
スル國民經濟ノ實情ニ即セシメマ
シテ、出來ルダケ早イ機會ニ中央

キマシテハ、十分ソレ等ノ御論議
ノ趣意ヲ尊重シタ案ヲ委員會ニ於
テモ御作リ願ヒ、又政府トシテモ
次ニ遊興飲食稅ノ課稅ニ付キマ
シテハ、其ノ負擔ノ程度、課稅ノ
方法並ニ國庫財政及ビ地方財政等
ノ要求ノ面カラ相當考究ヲ要スル
問題ガアルノデアリマス、隨ヒマ
シテ近キ將來ニ於テ、中央及ビ地
方ヲ通ズル稅制ノ改正ヲ斷行スル

シテ、又市町村當局或ハ農業團體
等、事情ニ精通シテ居ル方々ノ協

シテハ、又モ尊重致ス考ヘデアリ
マス

シテ、又モ尊重致ス考ヘデアリ
マス

題ヲ起シタ次第デアリマスガ、現
在ニ於キマシテハソレ等ノ問題モ

大方解決ガ付イテ居ル次第デアリ
マス、今後ノ課稅ニ付キマシテハ

シテ、又モ尊重致ス考ヘデアリ
マス

私委員長ト致シマシテ沟ニ不慣
致シマシタ

レナモノデゴザイマスカラ、諸君

ニ對シテ甚ダ御迷惑デアツカト
思フノデアリマスガ、幸ヒニモ圓

滿ニ終了致シマシテ沟ニ有難ウゴ
ザイマシタ、之ヲ以チマシテ散會

ヲ致シマス(拍手)

午後零時三分散會

得ノ實情ヲ的確ニ反映スル課稅ヲ
行フヤウニ努力致ス考ヘデアリ
マス

尙ホ稅務行政ノ改革ニ付キマシテ
得ノ實情ヲ的確ニ反映スル課稅ヲ
行フヤウニ努力致ス考ヘデアリ
マス

本委員會ニ於ケル議事ハ全部終了

昭和二十一年十月二十三日印刷

昭和二十一年十月二十四日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局